



| | |
|---------|---|
| 調停事項の価額 | 円 |
| ちよう用印紙 | 円 |
| 予納郵便切手 | 円 |

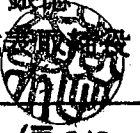
印紙欄
(割印はしないでください)

| |
|---|
| 受 付 印 |
|  |
| 26.12.16 |
| 午後 時 分 |
| 第 77 |


(賃料等)
調 停 申 立 書
簡易裁判所 御中

作成年月日 平成 26 年 12 月 16 日

住所 (所在地) (〒 640-8152)
和歌山市十番丁72番地 カサ・デ まるのうち201
申 立 人 氏名 (会社名・代表者名) (☎ 073 - 499 - 7231)
吉 田 益 夫 

住所 (所在地) (〒 649 - 6202)
和歌山県岩出市根来92番地
相 手 方 氏名 (会社名・代表者名) (☎ - -)
有限会社 銀徳
代表取締役 吉 村 公俊 

住所 (所在地) (〒 649 - 6234)
和歌山県岩出市高瀬148番地
相 手 方 氏名 (会社名・代表者名) (☎ - -)
吉 村 公 俊

申 立 て の 趣 旨
相手方は申立人に連帯して相当額の金員を支払え

との調停を求める。

申 立 て の 趣 旨



との調停を求める。

紛 争 の 要 点

別紙による。

別紙

1. 本件は、平成26年2月19日付の相手方及び相手方代理人からの通知書から始まる。

通知書では、和歌山地方検察庁に刑事告訴を行っている旨の内容で、具体的な対象URL、投稿番号も入れず、ただスレッド全体を削除しろとの要求であり、申立人のサイトの業務は混乱した。

しかしながら、申立人は、平成26年2月28日に相手方に、司法の判断により処置を行うとの回答を行った。

それから、約二ヶ月半後の平成26年5月13日に相手方は、やっと仮処分の申立を行ったが、スレッドの特定は行われているが、スレッド全体の削除の要求は変わらず、申立人としては、相手方に司法の判断に従うという回答を行っている手前、スレッドの内の全情報削除に対応するために、相手方に対して、スレッド内の情報のデータの提供の提案を行ったが、相手方がデータ受け取りを拒否をしたため、データの提供を諦めた。

平成26年6月24日に平成26年(ヨ)第33号「発信者情報開示等仮処分命令申立事件」の仮処分決定で担保25万円を立てることで、指定スレッド内の全データの送信を防止せよとの仮処分が決定したので、仮処分決定に従って、指定スレッド内の全情報削除を行い、指定スレッド内のデータは消失した。そのため、この時点で原状回復は不可能となった。

なお、申立人は答弁書で、違法性を主張できない投稿については送信防止措置(投稿削除)を取る必要はないと主張していた。

2. 7月25日、本訴を提起して、平成26年10月29日に本訴である平成26年(ワ)第396号発信者情報開示等事件の判決で、違法性のない投稿が削除対象から外れたが、削除命令による削除で、データが消失したため、違法性のない投稿に対しての原状回復が不可能になっていた。

3. データ消失のため、原状回復が不可能であるため、その損害賠償を求めることになるが、損害

賠償として相当の額は、相手方との話し合いが必要であると申立人は判断しているため、調停を求めた。

4. 申立人としては、提示金額を損害賠償額を慰謝料込みで相手方とする。



以上

証拠方法

- 甲第1号証 平成26年2月19日付の相手方及び相手方代理人からの通知書 写し
- 甲第2号証 平成26年2月28日付申立人の相手方代理人に対する回答書 写し
- 甲第3号証 平成26年5月13日付相手方の仮処分申立書 写し
- 甲第4号証 平成26年6月24日付仮処分決定書 写し
- 甲第5号証 平成26年7月7日付申立人の仮処分での命令措置完了通知 写し
(スレッド番号誤記、正しくは2446と2447)
- 甲第6号証 平成26年(ワ)第396号発信者情報開示等事件の相手方の訴状 写し
- 甲第7号証 平成26年(ワ)第396号発信者情報開示等事件の判決文 写し
(平成26年10月29日判決)
- 甲第8号証 平成26年11月17日付申立人の保全異議申立書 写し
- 甲第9号証 平成26年12月2日付相手方の一部取下書 写し
- 甲第10号証 平成26年12月8日付催告書 写し
- 甲第11号証 削除対象から外れた投稿リスト(丸印) 写し